

役場での申告受付が2月から始まります

平成29年度(平成28年分)の住民税申告と、所得税及び復興特別所得税(平成28年分)の確定申告受付が始まります。

期 間 2月3日(金)～3月15日(水) 土日を除く

時 間 午前8時45分～11時、午後1時～4時

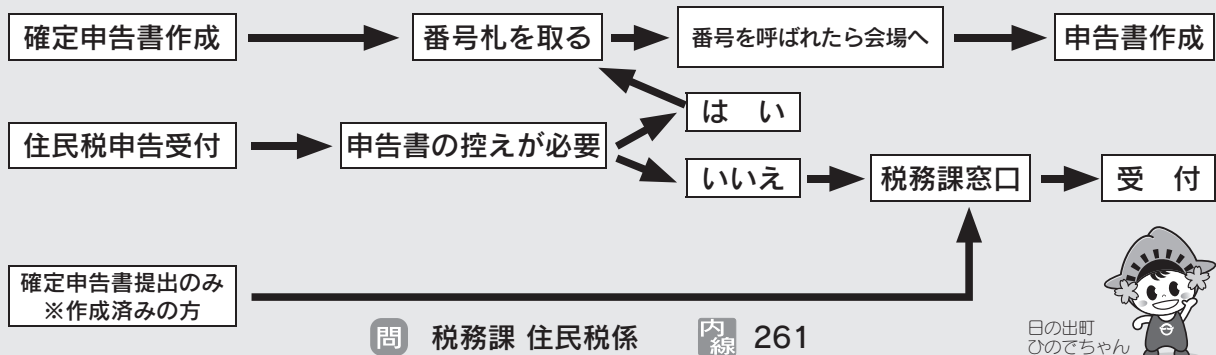
※混雑の状況によって早めに受け付けを締め切ることがあります。

場 所 役場1階 町民談話室

開始直後と終了間際は、大変混雑します。混雑具合によっては早めに受け付けを締め切ることもありますので、余裕を持ってお越しください。



<申告受付の流れ>



日の出町
 ひのでちゃん

町・都民税の申告用紙は1月26日(木)発送
 平成29年1月1日現在、日の出町内にお住まいの方が、前年中の所得を申告していただくものです。
 用紙が届いた方、必要事項を記入、押印のうえ提出してください。収入がなかった場合は、申告用紙裏面の「収入のなかった方へ」の欄へ該当する事項を記入、押印して申告してください。
 用紙が届かなかった方、役場税務課窓口にて用意してありますのでご利用ください。
 ※申告用紙は郵送でも受け付けます
 該当事項を記入し必要書類を添付して、税務課住民税係まで郵送してください。
町・都民税の申告
「申告しなければならぬ方」
 ○給与所得者で、勤務先から町へ給与支払報告書が送付されていない方
 ○主たる所得以外に、給与や配当などの所得があつたが、確定申告の必要がない方
 ○給与所得のみで、昨年途中で退職し再就職していない方
 ○次世代育成クーポンを受給している方
 ※国民健康保険加入の方は、**前年中の所得の有無に関わらず、必ず申告してください。**また、配偶者・扶養親族のいる方は必ず記載欄へ記入してください。
「申告をしなくてもよい方」
 ○税務署に確定申告をする方
 ○給与や公的年金の支払報告書が町に送られている方で、他に所得がなかった方

申告時の持物 印鑑(スタンプ式を除く)、個人番号カードまたは通知カード、運転免許証などの本人確認書類、所得を証明するもの(源泉徴収票・事業主の支払証明書など)、生命保険料・医療費などの控除に必要な証明書・領収書・昨年の申告書の控えなど
 ※国民年金保険料に係る社会保険料控除の適用について、保険料の支払いをした旨の証明書が領収書の添付が必要ですのでご注意ください。
町で受け付けできる所得税確定申告書
「還付申告書」
 ①源泉徴収票による還付申告書
 ②2年目以降の住宅借入金等特別控除による還付申告書(給与・年金所得のみ)
 ※住宅借入金等特別控除額が計算済の方
 ③医療費控除による還付申告書(給与・年金所得のみ)。ただし、医療費の合計金額を計算してある方
「所得税が課税となる申告書」
 ①給与所得、年金所得の申告書
 ②事業所得、農業所得・不動産所得の申告書で決算書、収支内訳書が作成済の方
 ※譲渡所得(土地や株の売買)や初めて住宅借入金等特別控除の申告する方は、税務署で確定申告をしてください。
 ※町で受け付けできない申告書は、青梅税務署及び、青梅税務署職員と税理士の出張相談日(2月1日(水)・2日(木))をご利用ください。

申告が必要かどうかを、フローチャートで確認しましょう!



日の出町
のでちゃん

- ・簡易に判断する場合のフローチャートです。不明な点はお問い合わせください。
- ・年齢は平成29年1月1日現在です。
- ・納めすぎた所得税の還付申告を受ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。

